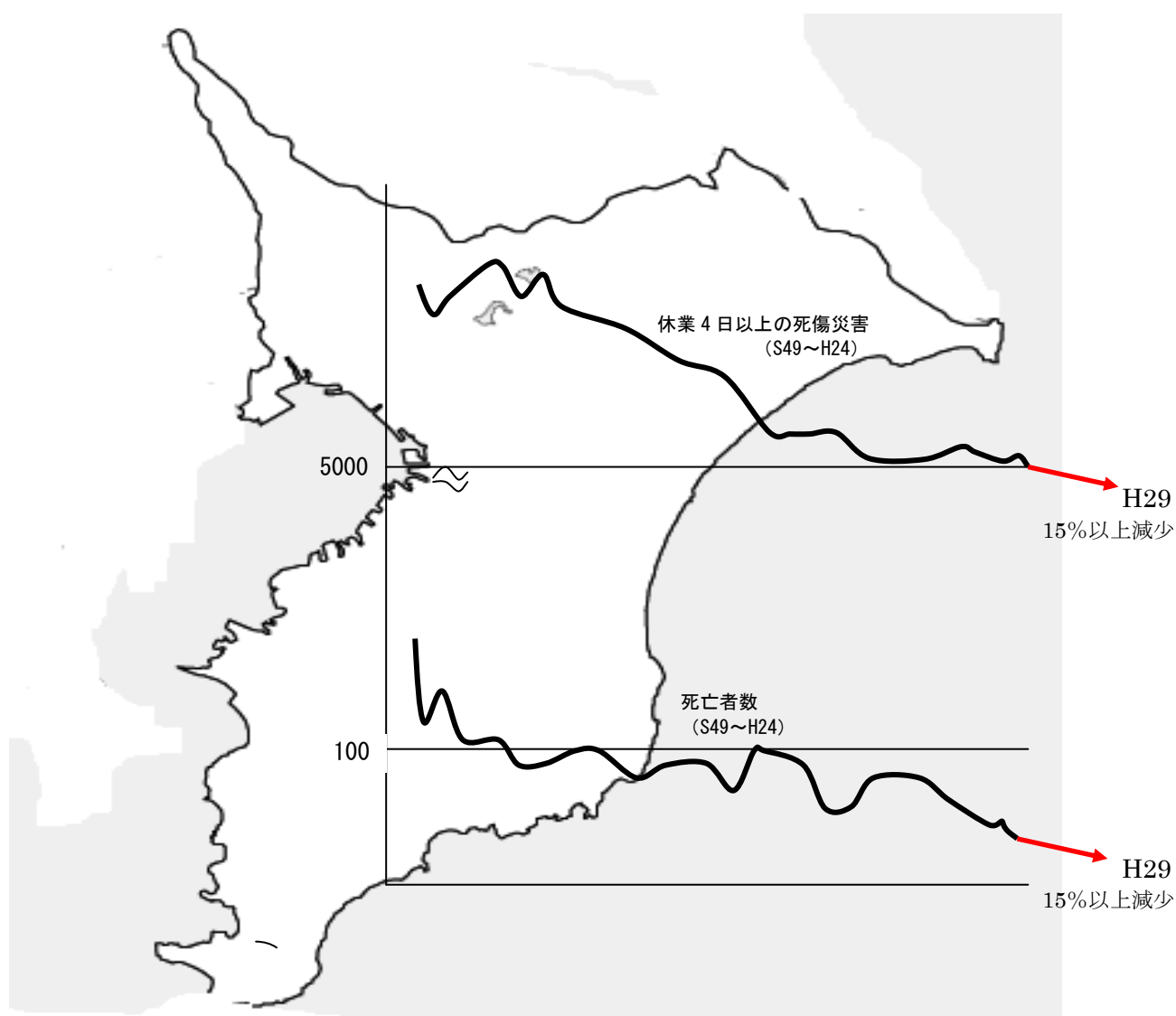


第12次 労働災害防止計画

誰もが安心して健康に働くことができる社会^{ちよば}を実現するために



目次

1. 計画のねらい	2
2. 計画の期間	2
3. 全体目標	2
4. 業種に応じた目標	3
5. 製造業対策	4
6. 建設業対策	4
7. 小売業対策	5
8. 社会福祉施設対策	5
9. 飲食店対策	6
10. 陸上貨物運送事業対策	6
11. メンタルヘルス対策	7
12. 過重労働対策	7
13. 腰痛予防対策	7
14. 熱中症予防対策	8
15. 受動喫煙防止対策	8
16. 化学物質対策	8
17. 労働安全衛生総点検表	9
18. 総点検表にかかる項目解説	11

計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものであります。

事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の安全と健康の確保がおろそかになってはならないことであり、事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先しなければなりません。労働者自身もこのことを十分に理解し、安全衛生に関わる活動に積極的に取り組み、協力しなければなりません。

このため、労働災害防止を図るためには、千葉労働局、各労働基準監督署、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要があり、今般、第12次労働災害防止計画を策定しました。

事業者、労働者をはじめ、関係者においては、本計画の趣旨、対策の内容等を理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められます。

計画の期間

平成25年度～平成29年度までの5カ年
(平成25年4月1日～平成30年3月31日)

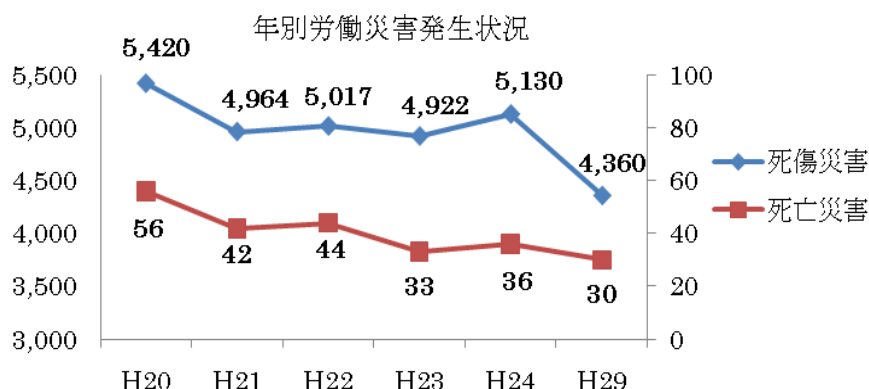
全体目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を全体目標とし計画期間中に達成することを目指します。

★死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること。

★平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること。

目標達成のための
重点施策



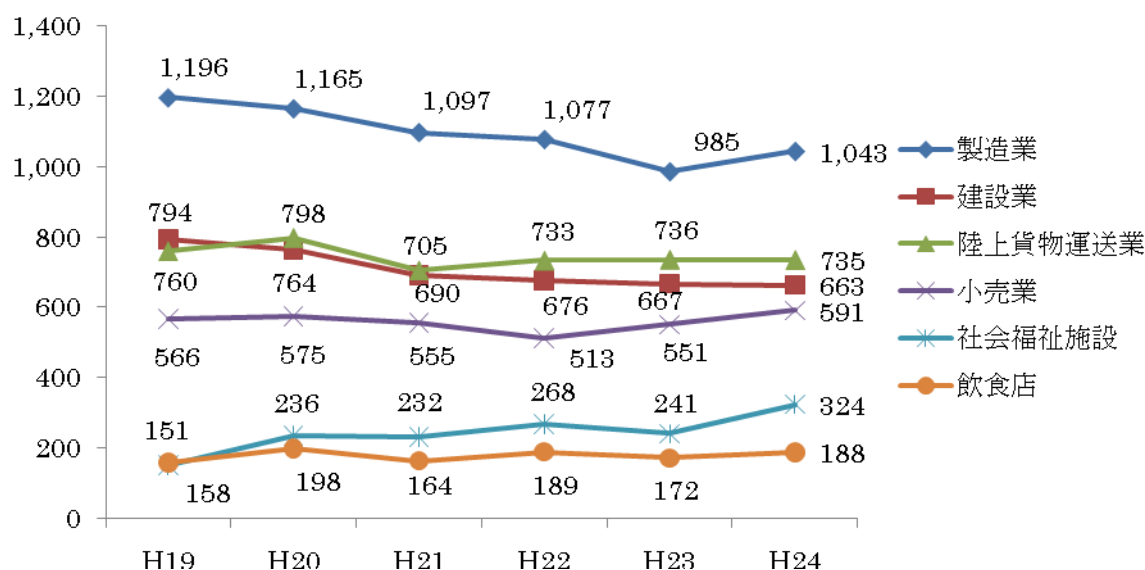
- ① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③ 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④ 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- ⑤ 化学工業における爆発・火災災害防止対策の徹底
- ⑥ 東日本大震災、福島原発事故(除染)を受けた対応

業種等に応じた目標

労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成19年から平成24年にかけて減少が見られる一方で、安全衛生行政として必ずしも重点的な取組が行われてこなかった第三次産業は12.9%増加しています。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害が多く、特に社会福祉施設の労働災害は、過去5年で2倍以上になっています。

また、全労働災害の約15%を占める陸上貨物運送事業については、交通労働災害は年々減少傾向にあるものの、荷役作業時における労働災害の死傷者数は減少傾向が見られません。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業、社会福祉施設や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきています。

業種別・年別労働災害発生状況



平成24年と比較して平成29年までに以下の目標の達成を目指します。

★製造業

労働災害による死亡者の数を5%以上減少させます。

★建設業

労働災害による死亡者の数を20%以上減少させます。

★小売業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させます。

★社会福祉施設

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させます。

★飲食店

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させます。

★陸上貨物運送事業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させます。

★腰痛予防対策

社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させます。

★熱中症予防対策

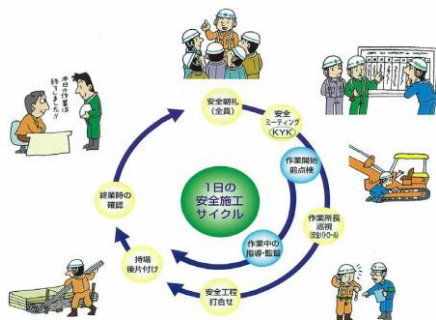
5年間合計の熱中症による休業4日以上労働災害の死傷者の数を20%以上減少させます。

次の対策を重点に進めます。

製造業対策

目標：労働災害による死亡者の数を5%以上減少させます。

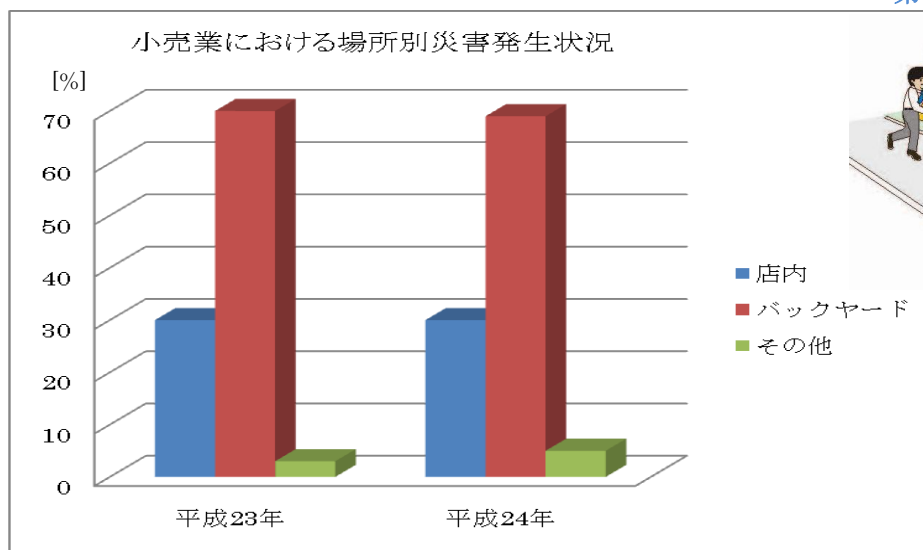
- ① 機械災害防止対策の推進を図ります。
- ② 機械の本質安全化の促進を図ります。
- ③ 「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）」の実施促進を図ります。
- ④ 化学工業における爆発・火災災害防止対策の徹底を図ります。
- ⑤ 安全衛生業務従事者への教育の充実を図ります。
- ⑥ 関係団体への活動を支援します。



建設業対策

目標：労働災害による死亡者の数を20%以上減少させます。

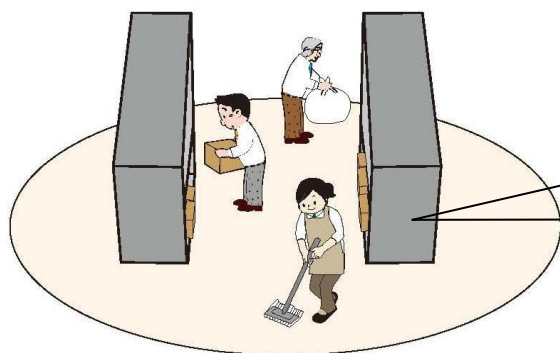
- ① 墜落・転落災害防止対策を進めます。
- ② 建設工事発注者に対する要請を行います。
- ③ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底及び各種安全衛生教育の徹底を図ります。
- ④ 解体工事対策の徹底を図ります。
- ⑤ 東日本大震災関連の復旧工事対策の徹底を図ります。
- ⑥ 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進を図ります。



小売業対策

目標：労働災害による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させます。

- ① 安全衛生管理体制の強化を図ります。
- ② 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上を図ります。
- ③ バックヤードを中心とした作業場の安全化を図ります。



災害防止に効果のある4S活動
「転倒、転落災害及び荷による災害の防止」に効果のある日常の活動として、4S活動があります。
4Sとは整理・整頓・清掃・清潔の意味です。

社会福祉施設対策

目標：労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させます。

- ① 安全衛生管理体制の強化を図ります。
- ② 労働者に対する安全衛生教育の徹底を図ります。
- ③ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底を図ります。
- ④ 腰痛予防対策の徹底を図ります。

飲食店対策

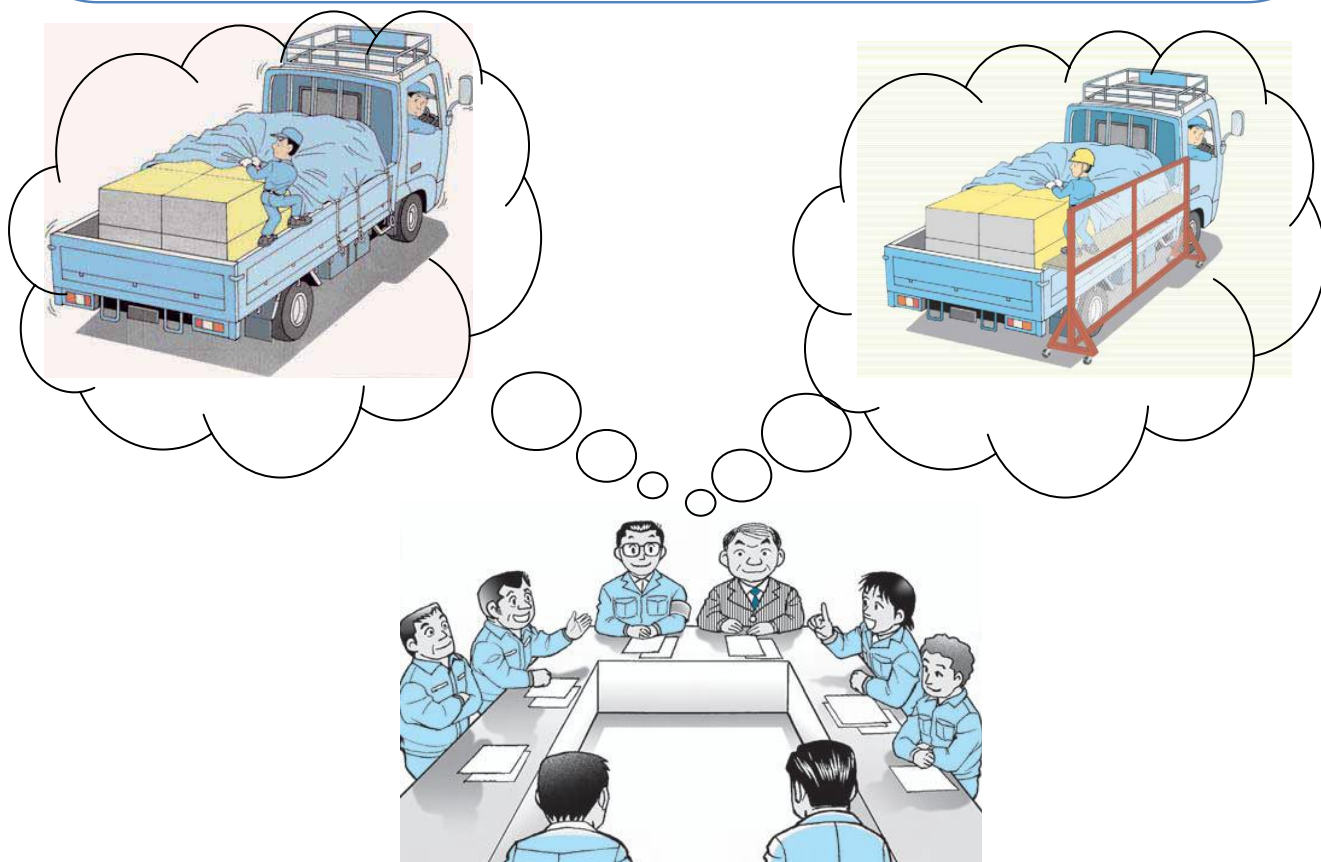
目標：労働災害による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させます。

- ① 安全衛生管理体制の指導・勧奨を図ります。
- ② 厨房等を中心とした作業場の安全化を図ります。

陸上貨物運送事業対策

目標：労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させます。

- ① 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等を図ります。
- ② トラック運転手に対する安全衛生教育の強化を図ります。
- ③ 荷主等（荷主・配送先・元請け事業者等をいう。）による取組の強化を図ります。
- ④ 交通労働災害にかかる取組の強化を図ります。



メンタルヘルス対策

- ① メンタルヘルス不調予防のための職場改善を取組みます。
- ② ストレスへの気づきと対応の促進を図ります。
- ③ 取組方策の分からない事業場へ支援します。
- ④ 職場復帰対策を促進します。



過重労働対策

- ① 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減を図ります。
- ② 働き方・休み方の見直しを推進します。
 - 休日・休暇の付与・取得を促進します。
 - 時間外労働の限度基準の遵守を守り、時間外労働の削減を推進します。

腰痛予防対策

目標：社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させます。

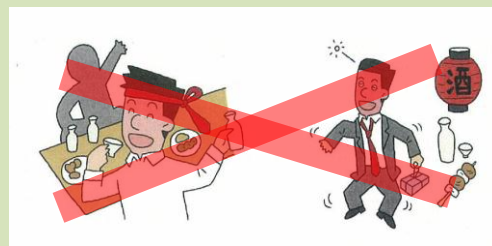
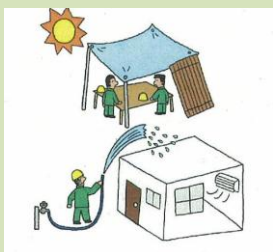
- ① 腰痛予防教育の強化を図ります。
- ② 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及を図ります。
- ③ 重量物取扱業務の腰痛予防手法・教育の普及を図ります。



熱中症予防対策

目標：5年間合計の熱中症による休業4日以上労働災害の死傷者の数を平成20年～平成24年の5年間の合計値と比べて20%以上減少させます。

- ① 夏季の屋外作業について必要な措置を検討します。
- ② 従来対策に加え熱中症対策製品の客観的評価を行います。



受動喫煙防止対策

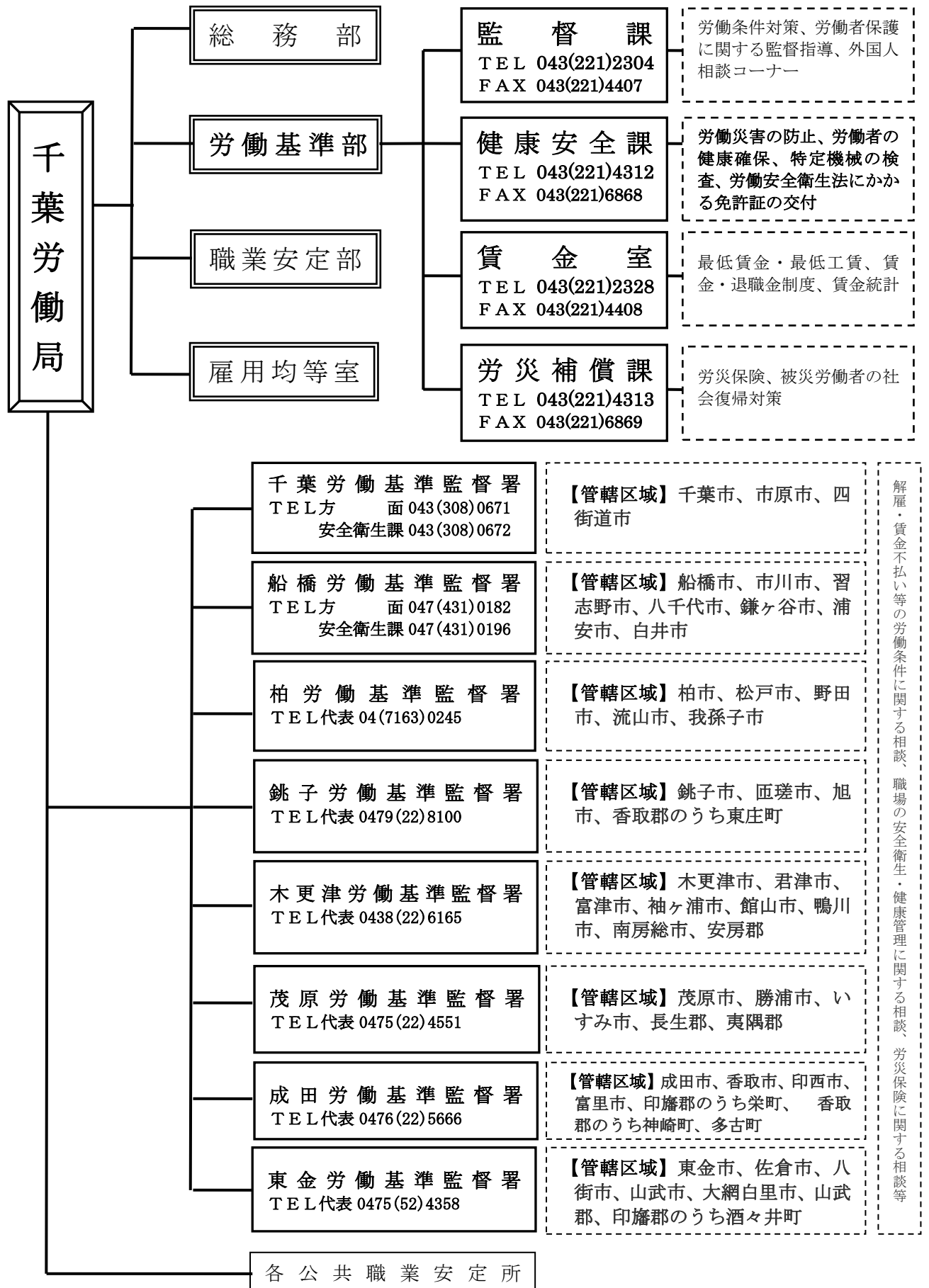
- ① 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施を図ります。
- ② 事業者に対して効果的な支援を実施します。
- ③ 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底します。

化学物質対策

- ① 化学物質の有害性情報を収集、蓄積、共有する仕組みを構築します。
- ② 発がん性に着目した化学物質の有害性評価、評価結果を踏まえた規制を加速させます。
- ③ 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進します。



千葉労働局の組織の概要



労働安全衛生総点検表

点検日；平成 年 月 日

この点検表は、死亡災害の撲滅及び労働災害の減少を図るため、各事業場において現在実施されている安全衛生管理の総点検を行い、労働災害を防止する上での問題点を洗い出し改善するためのものです。

*この点検表は、企業全体ではなく、この点検を実施する工場、事務所について記入してください。

該当する項目□にチェック☑をしてください。 質問項目の解説は次頁にあります。なお、該当業務等がない場合はそのままにしてください。

□はい にチェック☑した項目については、現状維持はもとよりさらなる充実に努めてください。

□いいえ にチェック☑した項目については、速やかに改善を行ってください。

1 経営トップの指揮による安全衛生管理の総点検の実施

事業者は自らが先頭に立ち、以下の事項に留意し、自社の安全衛生管理体制、機械設備、作業方法、リスクアセスメント及び安全衛生教育等安全衛生活動の実施状況を点検し、当該点検結果に基づく改善措置を講じてください。

- ①総点検実施の指揮者は □経営トップ自ら □安全衛生責任者 □その他の者
②経営トップは安全衛生方針を表明しているか □はい □いいえ

2 労働安全衛生関係法令に照らした点検の実施

各事業場における安全衛生管理体制、機械設備及び作業方法等の実態に照らし、労働安全衛生関係法令の適用の有無と法令遵守状況について点検してください。

(1)安全衛生管理体制、教育、健康管理について

- ①安全管理者、衛生管理者、産業医の各種管理者を選任しているか □はい □いいえ
②安全衛生委員会等を設け活動しているか □はい □いいえ
③安全衛生管理計画を作成し計画的に安全衛生活動をしているか □はい □いいえ
④法的資格が必要な作業に有資格者を配置しているか □はい □いいえ
⑤危険有害業務に作業主任者を選任しているか □はい □いいえ
⑥雇入れ時、作業内容変更時等に安全衛生教育を実施しているか □はい □いいえ
⑦危険有害業務従事者に安全衛生教育を実施しているか □はい □いいえ
⑧健康診断を実施しているか □はい □いいえ
⑨健康診断の結果、異常所見者等に保健指導等を実施しているか □はい □いいえ

(2)機械・設備及び作業方法について

- ①機械設備の点検、自主検査を定期に実施しているか □はい □いいえ
②機械等は構造規格、安全装置等を具備しているか □はい □いいえ
③はさまれ、巻き込まれのおそれのある箇所にカバー等があるか □はい □いいえ
④クレーン、フォークリフト等荷役運搬機械の管理をしているか □はい □いいえ
⑤化学設備、特定化学設備の管理をしているか □はい □いいえ
⑥機械の修理、掃除時に運転を停止しているか □はい □いいえ
⑦高所作業時に墜落防止措置を講じているか □はい □いいえ
⑧その他、危険有害作業の管理をしているか □はい □いいえ
⑨危険有害業務の安全作業マニュアルを整備しているか □はい □いいえ

3 リスクアセスメント及び危険予知活動等の取組及びその形骸化の防止

- ①リスクアセスメントを実施しているか □はい □いいえ
②危険予知、ヒヤリハット、4S活動等を実施しているか □はい □いいえ

- ③それぞれの取組が適切に、効果的に実施されているか はい いいえ
- ④安全衛生活動に労働者が積極的に参加しているか はい いいえ
- 4 元方事業者又は発注者（注文者）としての安全衛生管理**
- ①作業間の連絡調整を実施しているか はい いいえ
- ②作業場所の巡視をしているか はい いいえ
- ③設備改造時等に危険・有害情報を関係請負人に提供しているか はい いいえ
- ④安全施工サイクル運動を適切に推進しているか はい いいえ
- 5 交通労働災害防止対策及びトラック荷台上からの墜落災害等の防止**
- ①交通労働災害防止ガイドラインに基づき対策を推進しているか はい いいえ
- ②荷主は運送業者と協議の場を設置しているか はい いいえ
- ③荷主はトラック荷台上からの墜落防止設備等を設置しているか はい いいえ
- ④運送業者はドライバーに安全带、保護帽等を着用させているか はい いいえ
- 6 過重労働及びメンタルヘルス対策**
- ①長時間労働者に面接指導等を実施しているか はい いいえ
- ②心の健康づくり計画策定等メンタルヘルス対策を進めているか はい いいえ
- ③安全衛生委員会の調査審議事項となっているか はい いいえ
- ④メンタルヘルスにかかる教育を行っているか はい いいえ
- ⑤メンタルヘルス推進担当者を選任しているか はい いいえ
- 7 職業性疾病予防対策**
- ①腰痛予防にかかる対策を実行しているか はい いいえ
- ②熱中症にかかる対策を実行しているか はい いいえ
- ③受動喫煙防止対策を実行しているか はい いいえ
- ④有機溶剤業務にかかる健康診断及び各種対策を実行しているか はい いいえ
- ⑤特化物業務にかかる健康診断及び各種対策を実行しているか はい いいえ
- ⑥粉じん業務にかかる健康診断及び各種対策を実行しているか はい いいえ

- ◎主な業種 製造業 建設業 運輸交通業 小売業 飲食店
社会福祉施設 接客娯楽業 その他

*該当する業種に☑を入れてください。

◎事業場の名称

◎事業場の所在地

◎労働者数 正社員 名 (男 名 女 名)
 パート、アルバイト、派遣社員等 名 合計 名

(お問い合わせ先) 千葉労働局健康安全課 TEL 043-221-4312
 労働基準監督署 安全衛生課 TEL _____

*総点検に関する情報は千葉労働局ホームページにてご覧いただけます。
 (<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kantoku/kantokusyo.html>)

【総点検表にかかる項目解説】

1. 経営トップの指揮による安全衛生管理の総点検の実施

ISOでも経営者のコミットメント（関与）を要求しているように、組織としての管理・活動には、経営トップによる方針の表明と、運営状況の理解・把握が必要です。労働安全衛生活動についても同様に、経営トップの積極的な関与が不可欠です。
2. 労働安全衛生関係法令に照らした点検の実施
 - (1) 安全衛生管理体制、教育、健康管理について
 - ① 安全管理者、衛生管理者、産業医の各種管理者を選任しているか

労働安全衛生法では、一定の業種及び規模（労働者数）以上の事業場に対し上記管理者の選任を義務づけています。（詳細は下記ホームページで検索してください。）

詳しいことは、
http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/a-kanri.html または、東京労働局 共通3 で検索してください。）
 - ② 安全衛生委員会等（安全委員会、衛生委員会）を設け活動しているか

労働安全衛生法では、一定の業種及び規模（労働者数）以上の事業場に対し上記委員会の設置を義務づけています。（詳細は下記ホームページで検索してください。）

詳しいことは、
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0902-2.html> または厚生労働省安全衛生委員会を設置しましょう で検索してください）
 - ③ 安全衛生管理計画を作成し計画的に安全衛生活動をしているか

安全衛生管理計画は、労働災害防止活動を行う上で重要な指針となり、各事業場が毎年安全衛生活動を行う上での基準となるものです。従って毎年その活動内容を評価し、次の労働災害防止活動に生かすことが重要です。
 - ④ 法的資格が必要な作業に有資格者を配置していますか

労働安全衛生法では、作業に使用される機械や作業の種類によって有資格者の配置を義務づけています。（免許、技能講習、特別教育等）
 - ⑤ 危険有害業務に作業主任者を選任しているか

労働安全衛生法では、一定の危険有害業務に作業主任者を選任することを義務付けています。（免許所持者または技能講習修了者等）

詳しいことは、
http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/eisei13.html または、静岡労働局作業主任者を選任する必要がある作業一覧 で検索してください。）
 - ⑥ 健康診断を実施しているか

労働安全衛生法では、1年以内に1回定期的に健康診断を行わなければならない事になっています。また、有害業務に就いている労働者に対しても一定期間内ごとに健康診断を行わなければならない事になっています。

（詳しいことは、最寄りの労働基準監督署安全衛生課または千葉労働局健康安全課にお問い合わせください。）
 - (2) 機械・設備及び作業方法について
 - ① 機械設備の点検、自主検査を定期に実施しているか

労働安全衛生法では、機械の種類に応じて点検や自主検査を義務付けています。

詳しいことは、
http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/funabshi/_98940.html または千葉労働局労働安全総点検運動点検のポイント で検索してください。）
 - ② 機械等は構造規格、安全装置等を具備しているか

（詳しいことは、最寄りの労働基準監督署安全衛生課または千葉労働局健康安全課にお問い合わせください。）
 - ③ はさまれ、巻き込まれのおそれのある箇所にカバー等があるか

（詳しいことは、最寄りの労働基準監督署安全衛生課または千葉労働局健康安全課にお問い合わせください。）
3. リスクアセスメント及び危険予知活動等の取組及びその形骸化の防止

リスクアセスメントや危険予知活動（KY活動）は、労働災害を予防する上で有効な取り組みとされています。とりわけリスクアセスメントの実施は、危険源の洗い出しによって危険個所の特定や作業手順等の見直しに効果があるとされています。

詳しいことは、
http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/funabshi/_98940.html または千

千葉労働局労働安全総点検運動点検のポイント で検索してください。)

4. 元方事業者又は発注者（注文者）としての安全衛生管理

現場においては、協力会社が元方事業者や発注者との連絡調整等を密に図ることで、より安全で快適な職場を確立することができます。そのために、元方事業者又は発注者（注文者）が積極的な安全衛生管理活動を展開し、関係協力会社に周知・徹底を図ることが大切です。

詳しいことは、

(http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/funabshi/_98940.html または千葉労働局労働安全総点検運動点検のポイント で検索してください。)

5. 交通労働災害防止対策及びトラック荷台上からの墜落災害等の防止

現在、陸上貨物運送事業ではトラックの荷台からの墜落・転落災害が多発しています。このことと鑑み、厚生労働省では、トラックの荷台からの墜落・転落災害の防止対策の周知・徹底を図っています。また、交通労働災害に至っては、陸上貨物運送事業だけではなくほとんどの業種において発生しています。

厚生労働省では、交通労働災害防止対策の周知・徹底も併せて行っています。

詳しいことは、

(http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/funabshi/_98940.html または千葉労働局労働安全総点検運動点検のポイント で検索してください。)

6. 過重労働及びメンタルヘルス対策

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。毎年、自殺者総数が約3万人に達するという高い水準で推移するなかで、労働者の自殺者数も8千人～9千人前後で推移しています。

また、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加し、社会的にも関心を集めています。このように、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることが重要な課題となっています。

詳しいことは、

(http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/funabshi/_98940.html または千葉労働局労働安全総点検運動点検のポイント で検索してください。)

7. 職業性疾病予防対策

- (1) 腰痛予防にかかる対策を実行しているか
- (2) 熱中症にかかる対策を実行しているか
- (3) 受動喫煙防止対策を実行しているか
- (4) 有機溶剤業務にかかる健康診断及び各種対策を実行しているか
- (5) 特化物業務にかかる健康診断及び各種対策を実行しているか
- (6) 粉じん業務にかかる健康診断及び各種対策を実行しているか

詳しいことは、

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/> または厚生労働省安全衛生関係リーフレット等一覧 で検索してください。)